

# 諏訪保健福祉事務所



## 施設等における感染症・食中毒発生時の報告について

社会福祉施設等において感染症・食中毒等が発生した場合は、保健福祉事務所及び市町村の担当課への速やかな報告をお願いします。

### 1. 保育所等で発生した場合

様式2「保育所における感染症等発生時における保健福祉事務所及び市町村保育所等主幹部局への報告用紙（インフルエンザ様疾患を含む）」により報告する。また、学校等欠席者・感染症情報システムへ、所管の市町村を通して入力をお願いします。

なお、別紙「保育所における感染症等発生時の報告基準及び記入上の注意」を参考にしてください。

「保育所等」には認定こども園、認可外保育施設を含みます。

- **Excel** [様式2（保育所用）（エクセル：21KB）](#)
- **PDF** [別紙（記入上の注意）（PDF：61KB）](#)

### 2. 保育所等以外の社会福祉施設（救護、高齢者、障がい児・者等）で発生した場合

様式3「感染症等発生時における保健福祉事務所及び市町村社会福祉施設等主幹部局への報告用紙（保育所を除く入所・通所施設用）」により報告する。

なお、別紙「保育所以外の施設における感染症等発生時の報告基準及び記入上の注意」を参考にしてください

- **Excel** [様式3（保育所以外の施設用）（エクセル：21KB）](#)
- **PDF** [別紙（記入上の注意）（PDF：52KB）](#)

### 3. 報告対象

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。

この場合の人数は、同一の感染症などによる患者等がある時点において発生した人数であり、それ以前からの累積の人数ではないことに注意する。

- (3) 上記(1)、(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

## 4.報告先

諏訪保健福祉事務所及び市町村社会福祉施設等主管部局

## 5.諏訪保健福祉事務所の事象別相談先

- 感染症対策：健康づくり支援課 電話(直通)0266-57-2927 ファクシミリ0266-57-2953
- 食中毒対策：食品・生活衛生課 電話(直通)0266-57-2929 ファクシミリ0266-57-2953
- 感染症・食中毒等以外の災害、重大な事件事故等

：福祉課（社会福祉施設所管） 電話(直通)0266-57-2910 ファクシミリ0266-57-2963

### お問い合わせ

所属課室：長野県諏訪保健福祉事務所福祉課

長野県諏訪市上川1-1644-10

電話番号：0266-57-2910

ファックス番号：0266-57-2963